

# 札幌市老人クラブ活動費補助金交付要綱

平成3年3月6日  
〔 民生局長決裁 〕

## (目的)

第1条 この要綱は、老人クラブ（以下「クラブ」という。）の健全な育成を図るとともに、クラブの活動を活性化させ、もって高齢者福祉の増進及び地域福祉の向上を図るため、市が交付する補助金（以下「活動費補助金」という。）の交付基準及びその手続きを定めることを目的とする。

## (老人クラブの定義)

第2条 この要綱でクラブとは、別表1の「札幌市老人クラブ運営基準」の要件を備えているものという。

## (活動費補助金)

第3条 活動費補助金は、「基本額」と「地域を豊かにする社会活動による加算額」を合わせた月額単価に活動月数を乗じて得た額とする。ただし、新規クラブの場合は交付決定月から起算するものとする。

## (「基本額」)

第4条 「基本額」は、別表2に定める会員数に応じ定額とする。

## (「地域を豊かにする社会活動による加算額」)

第5条 地域を豊かにする社会活動による加算額（以下「加算額」という。）については、その取組み度合いに応じ、別表2に基づいて加算する。

2 地域を豊かにする社会活動の対象となる活動は、別表3の「札幌市老人クラブ活動基準」のとおりとする。

3 「加算額」は、申請時においては、地域を豊かにする社会活動への参加予定回数で算出し、実績報告時においては、地域を豊かにする社会活動への参加実績回数により確定する。

## (補助対象経費)

第6条 補助対象となる活動及び補助対象経費は、別表3の「札幌市老人クラブ活動基準」のとおりとする。なお、「加算額」の補助対象経費については、地域を豊かにする社会活動に関する使途に限定されるものではない。

## (申請手続)

第7条 活動費補助金の交付を受けようとするクラブは、老人クラブ活動費補助金交付申請書（様式

1）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

（1）クラブ調書（様式1－別紙1及び別紙2）

（2）会員名簿

（3）クラブ規約

（4）予算書の写し

（5）その他市長が特に必要と認めるもの

## (補助金の決定及び通知)

第8条 市長は、申請の内容を審査して、補助の必要を認めたときには、活動費補助金の額を決定し老人クラブ活動費補助金交付決定通知書（様式2）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 活動費補助金は、クラブの運営実態を考慮し、クラブ活動の円滑な運営のため、概算払いとし、前条の規定による補助金の交付決定通知後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が概算払いできないと認めた場合は、この限りではない。

(事業実績報告)

第10条 活動費補助対象事業が完了したときは、老人クラブ活動費補助金事業実績報告書（様式3）及び補助金充当経費内訳書（様式4）を、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 「地域を豊かにする社会活動」の月別活動状況（様式3－別紙1）
- (2) 「生活を豊かにする活動」の月別活動状況（様式3－別紙2）
- (3) 決算書の写し
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

3 クラブが解散したときには、第1項の規定にかかわらず、事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により事業実績報告のあったときは、その内容を審査し、補助金額を確定して補助金額確定通知書（様式5）により通知するものとする。

2 前項に定める補助金額の確定に当たっては、地域を豊かにする社会活動への参加実績回数に応じて「加算額」を仮に確定させた後、「基本額」と合算した活動費補助金全体の使途について審査し、確定するものとする。

3 確定した額が既に交付した額に満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

4 クラブは、第1項による補助金額の確定通知を受けたとき、補助金額を精算して概算交付金精算書（様式6）を市長に提出しなければならない。

(補助の取消等)

第12条 市長は、申請書が次の各号の一に該当するときは、補助決定を取消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 不正行為がなされたとき
- (3) 第10条の事業実績報告を審査した結果、補助金を減じる事由が生じたとき
- (4) その他補助することが不適当と認められる事実があったとき

(事業計画の変更)

第13条 活動費補助金の交付申請をした後に、補助対象事業を著しく変更しようとするときは、市長の承認を得るものとする。

(クラブの届出義務)

第14条 活動費補助金の交付を受けたクラブが、次の各号の一に該当する場合は速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 会長が変わったとき。
- (2) 規約を改正したとき。
- (3) 会員数が著しく増減したとき。

(4) 別表 1 の「札幌市老人クラブ運営基準」4 の(3)に規定する会場を変更したとき。

(5) クラブを解散したとき。

(調査等)

第 15 条 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行ない、又は必要事項について報告させることができる。

(書類の提出)

第 16 条 本要綱に基づきクラブが提出する書類は、特別の事情がある場合を除き、当該クラブの所在地を所管する区長へ提出するものとする。

(専決及び委任)

第17条 この要綱に定めるところの市長名で行われる補助金の交付及びその決定は、区長又は保健福祉局長の専決とする。また、この要綱の実施に関し、その他必要な事項は保健福祉局高齢保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置として、平成 17 年度の活動費補助金の交付を行った老人クラブのうち、第 6 条摘要欄における会員数が 30 人未満の老人クラブについては、平成 18 年度に限り、その会員数を 30 人とみなして取り扱うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができる

きるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

ただし、本要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行の日前においても行うことができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行し、令和 5 年度の活動費補助金確定手続から適用する。

別表 1

## 札幌市老人クラブ運営基準

1 目 的	老人クラブ（以下「クラブ」という。）は、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動などを通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。
2 組 織	<p>(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、高齢者の社会活動の円滑な展開に資するため、これ以外の者の加入を妨げない。</p> <p>(3) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の本市内の同一小地域に居住する者とする。ただし、特別の理由により、同一小地域で活動を行うことが難しいと認められるもので、本市内に居住する者については、この限りでない。</p> <p>(4) (1)の規定による会員30人以上で構成されていること。</p> <p>(5) クラブには会員の互選による代表者1人を置くこと。また、必要に応じて他の役員を置くことができる。代表者及び他の役員は、(1)に規定する会員であること。</p>
3 運 営	<p>(1) クラブの運営は、会員が自主的に行うものとする。</p> <p>(2) 会員は、クラブ活動に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。</p>
4 活 動	<p>(1) クラブは、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする社会活動と、文化・教養・趣味活動などの生活を豊かにする活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施するものとする。</p> <p>(2) クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、活動の内容にもよるが、原則として、2の(1)に規定する会員がおおむね半数以上参加するよう努めるものとする。</p> <p>(3) クラブは、その活動を行うための会場を確保していかなければならない。</p>
5 経 理	クラブは、その活動にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び関係書類を、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

別表2

会員数	基本額 (月額)	地域を豊かにする社会活動による加算額		交付額 (月額)
		会員一人当たりの地域 を豊かにする社会活動 への年間参加回数	加算額 (月額)	
30～49人	3,000円	0.5回未満	0円	3,000円
		0.5回～1回未満	700円	3,700円
		1回以上	1,400円	4,400円
50～79人	6,100円	0.5回未満	0円	6,100円
		0.5回～1回未満	1,350円	7,450円
		1回以上	2,700円	8,800円
80～99人	6,500円	0.5回未満	0円	6,500円
		0.5回～1回未満	1,400円	7,900円
		1回以上	2,800円	9,300円
100人以上	6,800円	0.5回未満	0円	6,800円
		0.5回～1回未満	1,500円	8,300円
		1回以上	3,000円	9,800円

※会員とは、別表1「札幌市老人クラブ運営基準」2の(1)によるものをいう。

※会員数は、4月1日現在（新規の場合は設立時）とする。

※「会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への参加回数」の計算方法は、老人クラブが行う「地域を豊かにする社会活動への年間延べ参加者数」を「会員数」で割り返すことで算出する。

別表3

## 札幌市老人クラブ活動基準

## 1 補助対象となる活動及び補助対象経費

補助対象となる活動	活動の主な具体例	補助対象となる経費
地域を豊かにする社会活動	ボランティア活動	左記の「補助対象となる活動」に要する経費 消耗品費、原材料費、 備品購入費、賃借料、 会場使用料、印刷製本費、 交通費、講師への謝礼、 通信費、 その他市長が補助対象経費とすることが適當と認める費用
	友愛活動	福祉施設奉仕、 独居高齢者訪問 等
	スポーツ健康増進活動 (※)	ゲートボール、パークゴルフ等の スポーツ全般、 体力測定、健康講話 等
生活を豊かにする活動	文化・教養・趣味活動	講演会、社会見学、読書会、 研究会、文芸、絵画、手工芸、 茶道、華道、演芸、囲碁、将棋 等
	レクリエーション活動	ゲーム大会、誕生会、敬老会 等 (旅行会、新年会等は除く)

※「地域を豊かにする社会活動」の対象となる「スポーツ健康増進活動」は、会員以外にも参加を呼び掛けて実施するものに限る。

## 2 上記活動以外の補助対象経費

	活動の主な具体例	補助対象となる経費
クラブ運営に係る経費	例会、総会等	会場使用料、 資料作成に係る印刷製本費、 会員勧誘のためのチラシ作成費 等